

### 児童手当・児童育成手当の現況届は6月30日までに

児童手当・児童育成手当を受給している方は、現況届を提出してください。現況届は、引き続き手当を受ける資格があるかを確認するための書類です。期限までに提出がないと、6月以降の手当が支給停止になる場合がありますので、必ず提出してください。対象の方には6月上旬に郵送します(用紙が届かない方は連絡してください)。

児童手当のみ郵送での受付もを行います。詳しくは、同封の用紙をご覧ください。

受付期間 6月30日(月)まで(土曜・日曜日を除く)  
受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時  
対象 児童手当・児童育成手当受給者  
持ち物 現況届、はんこ、健康保険証の写し(児童手当のみ。受給者本人と18歳未満の児童分)、その他の必要書類(該当する方のみ)  
その他 制度を受けている方で、次のいずれかに該当する方は届け出が必要です。  
\* 住所が変わった方

\* 出生などで対象になる児童が増えた方  
\* 健康保険証、加入年金が変わった方  
\* 申請内容に変更があった方  
乳幼児医療証(乳)および義務教育就学児医療証(子)は、所得などを審査し、引き続き対象となる方には9月下旬に新しい医療証を郵送します。  
受付・問合せ 子育て支援課子育て支援係(内線2641)、五日市出張所市民総合窓口係(受付のみ)

### 平成20年度市・都民税の主な改正点

老年者非課税措置廃止に伴う経過措置の終了  
65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)の方に適用された老年者非課税措置(前年の合計所得が125万円以下の方は、市・都民税が非課税)が平成18年度に廃止され、それに伴う経過措置も平成19年度をもって終了しました。平成20年度からは算出税額の全額が課税になります。

地震保険料控除の新設  
平成20年度から、地震保険料を支払った方に、その金額の2分の1(最高2万5000円限度)を所得から控除する所得控除が新設されました(これまでの損害保険料控除は、廃止され、経過措置として平成18年末までに締結した長期損害保険は、改正前の控除が適用されます)。

住宅ローン控除を市・都民税に適用する特例措置  
税源移譲に伴い所得税が減ったことで、住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)額が所得税より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、申告することで、平成20年度以降の市・都民税から控除を受けることができます(控除を受ける方は、毎年申告が必要です)。

所得変動に伴う住民税の減額措置  
所得変動により、平成19年度の市・都民税の負担が増えた方は、平成19年分の所得税で負担調整することになっていきます。しかし、平成19年中の所得や控除額に変動があり、平成19年分の所得税が課税されなくなった方は、市・都民税の増加分を所得税で調整することができなくなるため、すでに納付済の平成19年度市・都民税の税額から増加相当分を還付する経過措置が設けられました。

所得変動に伴う平成19年度の市・都民税の還付を受けるためには、平成20年7月1日から31日までに平成19年1月1日現在お住まいの市役所に申告が必要となります。

その他 詳しくは、問い合わせください。  
問合せ 課税課市民税係(内線2431)へ

平成21年度  
使用教科書の  
展示会

期日・時間 6月6日(金)～7月9日(水) 午前9時～午後5時(土曜・日曜日を除く)  
場所 市役所別館1階  
内容 平成21年度に使用する小学校教科書の展示  
問合せ 指導・学務課指導係(内線2931)へ

地域子育て支援  
ファミリー・サポート・センター  
会員募集中!

「育児の援助をしたい方(提供会員)」と「育児の援助をしてほしい方(依頼会員)」が会員登録をし、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織です。

依頼会員 市内在住で、生後57日目から小学校6年生までの子どもの保護者  
提供会員 市内在住の20歳以上の方で、ファミリー・サポート・センターが行う提供会員養成講習会を受講した方

援助活動の主な内容  
保育所、幼稚園までの送り迎えや登園前や降園後に、子どもを預かる。  
学校の放課後、学童保育終了後に、子どもを預かる。

保護者の病気や通院時、冠婚葬祭や学校行事への参加などの外出時に、子どもを預かるなど。

ミヤンマー・中国  
災害義援金受付中

場所 秋川ふれあいセンター  
問合せ 日本赤十字社事務局(あきる野市社会福祉協議会内 595・9033)へ

表 提供会員養成講習会

日	時	講義内容
6月23日	午前10時30分～10時40分	オリエンテーション
	午前10時40分～午後0時10分	いろいろな子どもとの付き合い
	午後0時10分～0時40分	育児の援助者として
6月24日	午後1時～4時	子どもの安全と応急手当 AEDを使った救命法の実習あり
6月26日	午前10時30分～正午	子どもの健康と日常のお世話
	～ 休憩 ～	
	午後1時～2時	子どもの栄養と食事
6月27日	午後2時15分～3時15分	子どもの遊び
	午前10時30分～正午	子どもの心理と親の心理
6月27日	正午～午後0時30分	援助活動を始めるにあたって

提供方法は、6月20日(金)までに、事務局または事業説明会場で受付申込み・問合せ ファミリー・サポート・センター(550・385)へ

定員: 20人  
申込み方法: 6月20日(金)までに、事務局または事業説明会場で受付申込み・問合せ ファミリー・サポート・センター(550・385)へ

場所: あきる野ルピア3階情報産業室  
駐車場は、もくせい駐車場を利用してください。申込みを希望する方は、はんこを持参してください。

保育室は、開催日の5日前までに予約してください。

### 平成20年度の年金額のお知らせ

平成20年度の年金額は、表のとおりです。  
問合せ 青梅社会保険事務所年金給付課 (0428-30-3413)へ

表【国民年金】平成20年度の年金額(年額)

国民年金	4月から	
老齢基礎年金	792,100円	
障害基礎年金	1 級	990,100円
	2 級	792,100円
遺族基礎年金(子1人)	1,020,000円	
内訳	基本	792,100円
	加算	227,900円

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省工ネ改修工事をした住宅(120平方メートルを限度)に翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額します。

対象  
平成20年1月1日以前からある住宅(賃貸住宅を除く)  
窓の改修工事と床、天井壁のいずれかの断熱改修

費用の合計が30万円以上申告方法など、固定資産税(住宅の省工ネ改修)減額申告書、登録された建築士事務所の建築士が発行する証明書、指定確認検査機関などが発行する証明書、改修費用の確認できる書類を添付して、改修後3か月以内に申告してください。

新築住宅特例、耐震改修特例を受けている期間は適用されません。  
省工ネ改修特例の適用は1回限りです。  
申告・問合せ 課税課家屋資産税係(内線2437)へ

訂正  
広報あきる野5月15日号5面、「国民健康保険税の算定方法などが変わります」の掲載内容のうち、表3に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

問合せ 保険年金課 保険税係(内線2423)へ

表3 旧被扶養者の保険税の軽減内容

区分	内容	
	所得割	資産割
医療分	均等割	2年間全額免除
	均等割	2年間半額免除
	平等割	2年間半額免除(単身の場合)
後期高齢者支援金分	所得割	2年間全額免除
	均等割	2年間半額免除